

(参考資料)

痴呆性高齢者グループホームに関する通知改正の概要

1. 立地規制について

		改正前	改正後
単独型で、都市計画法の用途地域が定められた地域の中に立地しようとする場合	工業専用地域の場合	×	× (注)
	工業地域の場合		
	それ以外の場合	○	
単独型で、都市計画法の用途地域が定められていない地域の中に立地しようとする場合		地域の住宅地の中にあるのと同程度に家族や地域との交流が確保されていると認められる地域の中にあることが市町村により確認されている場合 ○	住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが市町村により確認されている場合 ○
特別養護老人ホーム等に併設する場合		○	

(注) 工業専用地域では、建築基準法により建築が規制されているため、今回の改正にかかわらず立地は不可。

## 2. 市町村意見書の様式例について

(1) 1の改正に関連して、該当部分を改正。

(改正前)

1. 整備区域について（通知第12の4(7)③）

整備地域が都市計画法第8条第1項第1号の地域以外に該当する場合は、当該地域と同程度に地域等との交流が確保されていると認められる理由について記入すること。



(改正後)

1. 整備地域について（通知第12の4(7)③）

住宅地の中にある、又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあると認められる理由について記入すること。

(2) 市町村との連携体制が確保されるかという観点から、市町村の当該事業者の指定に対する意見を新たに記載。

(改正前)

5. 市町村との連携体制の確保について

家族介護教室などの市町村事業を委託する等、市町村との連携体制を確保するための方法について簡潔に記入すること。

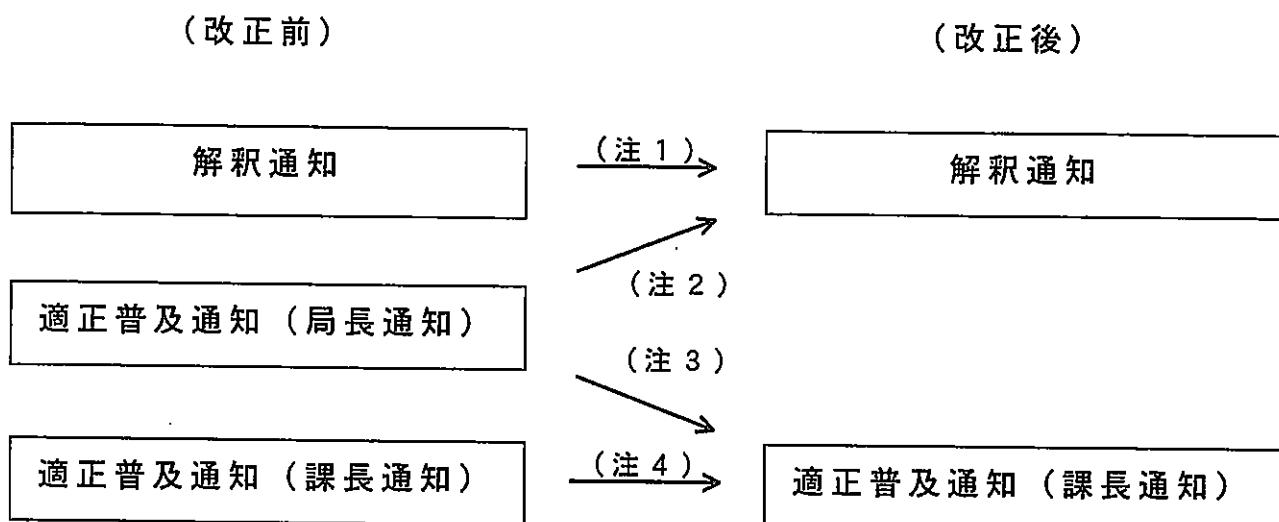


(改正後)

5. 市町村との連携体制の確保について

市町村との連携体制が確保されるかという観点から、当該事業者の指定に対する意見を記入すること。（市町村との連携体制が確保されると見込む場合には、家族介護教室等の市町村事業の委託など、その方法について簡潔に記入すること。）

### 3. 関係通知の整理統合について



- (注 1) 立地地域に関する取扱いを改正。
- (注 2) 指定要件に関する事項を統合。
- (注 3) 都道府県及び市町村における連携、指導監督等に関する事項を統合。
- (注 4) 市町村意見書の様式例を改正。
- (注 5) 以上の整理を行った上で、適正普及通知（局長通知）を廃止。

- \* 「解釈通知」…「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号、厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- \* 「適正普及通知（局長通知）」…「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）の適正な普及について」(平成13年3月12日老発第83号、厚生労働省老健局長通知)
- \* 「適正普及通知（課長通知）」…「痴呆性高齢者グループホームの適正な普及について」(平成13年3月12日老計発第13号、厚生労働省老健局計画課長通知)